

## 民生委員の紹介

日の里地区民生委員

児童委員協議会

### ① 民生委員」は

#### 「児童委員」

民生委員は民生委員法により委嘱され、「児童福祉法」で、あわせて「児童委員」となることが定められています。

「民生委員・児童委員」もしくは「民生児童委員」と呼ばれます。

### ② 民生委員・児童委員

#### の性格

民生委員・児童委員（以下「民生委員」）は、厚生労働大臣から委嘱されます。一任期三年の非常勤・特別職の地方公務員です。

市、社会福祉協議会など行政と連携して地域福祉に関する仕事をおこなっています。

その本質は地域福祉を担うボランティアといえます。

### ③ 民生委員の役割

民生委員の役割として、民生委員法第1条では「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」と定められています。

民生委員は、

● 自らも地域住民の一員として

● 住民の立場に立って

● 生活上の課題を抱え、支援が

必要な人の身近な相談相手となり

● 福祉サービス等の情報の提供、また行政等の関係機関による支援へのつなぎ役となる

ということができます。

### ④ 人権・人格の尊重と守秘義務

民生委員活動は、市民の皆さんとの信頼関係を基礎に成立するものです。

民生委員は住民の「基本的人権と人格の尊重」「守秘義務の徹底」を常に心がけています。なお、このことは、民生委員法に民生委員の義務として明示されています。福祉に関することで、困ったことがあるときは、民生委員に、ご連絡ください。

#### 民生委員児童委員信条

一、わたくしたちは隣人愛をもつて社会福祉の増進に努めます

一、わたくしたちは常に地域社会の実情を把握することに努めます。

一、わたくしたちは誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一、わたくしたちはすべての人々と協力し 明朗で健全な地域社会づくりにつとめます

一、わたくしたちは常に公正を旨とし人格と識見の向上に努めます